

令和7年度

水質検査計画書

南丹市上下水道部上下水道課

1. 水道事業の概要

南丹市の水道事業は、浅井戸、伏流水、表流水を水源として、計 26 か所の浄水場にて処理を行い給水しています。

八木町内八木西・南地区は亀岡市からの受水により給水しています。

■上水道施設の概要

名 称		施設能力 水量 (m ³ /日)	水源の種類	浄水処理方式
園部町	船岡浄水場	4,000	浅層地下水	膜ろ過
	船阪浄水場	4,800	浅層地下水	急速ろ過
	大河内第2浄水場	100	表流水	緩速ろ過
八木町	川東浄水場	2,720	浅層地下水	急速ろ過
日吉町	胡麻第1浄水場	398	伏流水	緩速ろ過
	胡麻第2浄水場	682	伏流水	緩速ろ過
	殿田浄水場	822	伏流水	膜ろ過
	和田浄水場	553	伏流水	緩速ろ過
	四ツ谷浄水場	156	浅層地下水	緩速ろ過
	中世木浄水場	88	表流水	緩速ろ過
	佐々江浄水場	82	伏流水	緩速ろ過
	生畑・木住浄水場	148	伏流水・浅層地下水	緩速ろ過
	畑郷浄水場	87	表流水	緩速ろ過
美山町	河内谷浄水場	229	表流水	緩速ろ過
	内久保浄水場	76	表流水	緩速ろ過
	野添浄水場	113	表流水	緩速ろ過
	又林浄水場	270	表流水	緩速ろ過
	宮島浄水場	86	表流水	緩速ろ過
	静原第1浄水場	210	表流水	緩速ろ過
	静原第2浄水場	241	表流水	緩速ろ過
	川谷浄水場	379	表流水	緩速ろ過
	音海浄水場	40	表流水	緩速ろ過
	洞谷浄水場	410	伏流水	緩速ろ過
	見館谷浄水場	51	表流水	緩速ろ過
	芦生浄水場	25	表流水	緩速ろ過
	佐々里浄水場	15	伏流水	緩速ろ過
八木町	八木西・南地区	1,818	亀岡市からの受水	

2. 基本方針

供給する水道水が水質基準に適合し、安心であることを確認するため水質検査を行います。

(1) 検査地点

船岡・船阪・大河内第2・八木西、南地区・川東・殿田・和田・胡麻第1・胡麻第2・四ツ谷・中世木・生畑木住・佐々江・畑郷・河内谷・内久保・野添・又林・宮島・須麦谷・静原1.2・川谷・音海・芦生・佐々里・洞谷・見館谷の水源及び管末付近の蛇口又は浄水場で採水した水について行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理目標設定項目の他、クリプトスポリジウム・指標菌検査について実施します。

(3) 検査頻度

毎日検査 色、濁り、残留塩素について常時監視します。

毎月検査 (9項目)

3か月1回検査項目 (18項目)

年1回 水質基準項目検査 (51項目)

年1回 水質管理目標設定項目 (農薬類)

年1回及び年4回 (クリプトスポリジウム・指標菌) 独自検査

年1回原水検査 (39項目)

年1回原水検査有機フッ素化合物検査 (2項目)

3. 水質検査方法

水質検査について、毎日行う検査の他はすべて水道法第20条第3項に規定する、厚生労働大臣の登録を受けた機関へ、入札により委託契約を締結して行っております。

臨時の水質検査についても短期間での結果が出せる機関で、汚染事故時の対応は年中無休です。

4. 臨時の水質検査について

水源の水質変化したとき、水源に異常があったとき、浄水処理過程において水道水で水質基準を超えるおそれがある場合、取水を停止し臨時の水質検査を行います。

5. 関係機関との連携

水質汚染事故が発生した場合は、京都府や近隣市町村などの連絡体制を整え、速やかに関係機関に通報します。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画及び水質検査結果についてはホームページでの公開、上下水道課において閲覧できます。